

実務経験証明書の作成についてお願い

<p>(1) 介護支援専門員としての実務経験に該当する事業所等</p>	<p>① 指定居宅介護支援事業所 ② 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所 ③ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業所 ④ 介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院） ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所 ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所 ⑦介護予防支援事業所(地域包括支援センター)</p>
<p>(2) 専任の介護支援専門員とは</p>	<p>①専任の介護支援専門員とは、事業者が運営基準に基づき、「常勤かつ専従」の職員として県に届出している状態を指します。専任の介護支援専門員として勤務した事業所の管理者との兼務期間は算定できません。介護支援専門員として従事していても併設する事業所の管理者は算定不可です。ただし、勤務している（していた）事業所等が就業規則等定める「常勤職員が勤務すべき時間数」週 32 時間を下回る場合は、週 32 時間を基本とします。</p> <p>②地域包括支援センターにおいての専任従事期間とは、介護支援専門員として<u>介護予防支援事業所（地域包括支援センター）</u>に常勤専従していた期間、又は常勤として地域包括支援センターにおいて包括支援業務と介護予防支援業務を兼務していた期間です。</p> <p>③兼務期間の場合、介護支援専門員として勤務する事業所の管理者（事業所の種類には制限はない。）としてのみ算定の対象となります。</p>
<p>(3) 介護支援専門員の実務とは</p>	<p>以下①と②をご確認ください。</p>
<p>①主任介護支援専門員研修の受講要件として実務経験期間に算定できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従の介護支援専門員として、介護サービス計画書もしくは、介護予防サービス作成にのみ従事した期間。 ・専任の介護支援専門員として勤務した事業所の管理者との兼務期間。（事業所の種類には制限はない。） ・地域包括支援センターで常勤専従の介護支援専門員として配置され、介護予防サービス計画書作成に従事した期間。 ・現在の勤務先で証明を受ける場合の専任従事期間については、今後引き続き雇用されることが見込まれる場合は、研修開始日の前日までとすることができる。 <p>②実務経験期間に算定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他職種（認定調査員・介護員・相談員・社会福祉士等）との兼任・兼務期間。 ・地域包括支援センターで介護予防サービス計画書作成に従事しているが、看護師・保健師・社会福祉士として配置されている期間。 ・介護認定の調査業務のみ行っていた場合、利用者やサービス提供事業所との連絡調整のみを行い介護サービス計画作成業務に従事していない場合は、本研修における介護支援専門員の実務に該当しません。 ・病休・育休・産休期間。 	
<p>(4) 実務従事期間</p>	<p>①本研修受講における「常勤専従の介護支援専門員」としての従事していた期間を証明してください。</p> <p>②専任従事期間の算定について端数の日数は、30 日を 1 ヶ月として計算します。</p> <p>③現在の勤務先で証明を受ける場合の専任従事期間については、今後引き続き雇用されることが見込まれる場合は、研修開始日の前日までとすることができます。</p>

実務経験証明書を作成する際は、以下（1）から（4）の内容をご確認の上、作成をお願いいたします。